

## 千葉県救急業務高度化推進協議会を傍聴するに当たってのご注意

### 1 受付

- ・傍聴の受付は協議会の開会時刻の15分前から行います。
- ・傍聴を希望される方は、千葉県救急業務高度化推進協議会傍聴申請受付簿に氏名、住所、電話番号、年齢、職業を御記入願います。
- ・傍聴できる人数は、会場の広さ等を考慮して、開催の都度決定します。なお、希望人数が多い場合は、先着順となります。

### 2 以下のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。

- ①銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ②かさ、つえ（協議会長の許可を得たものを除く。）、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- ③笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- ④はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- ⑤拡声機、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者  
（撮影、録画、録音等について、協議会長の許可を得た場合を除く。）
- ⑥酒気を帯びていると認められる者
- ⑦その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### 3 傍聴に当たっては、以下のことを遵守してください。

- ①会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ②騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- ③帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由があると協議会長が認めた場合はこの限りでない。
- ④飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑤みだりに席を離れないこと。
- ⑥その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をしないこと。

※ 協議会長が非公開の会議であることを宣告したときは、傍聴することができませんので、すみやかに退出してください。

※ 傍聴に当たって、上記2、3に違反した場合、退出命令を行う場合があります。

千葉県救急業務高度化推進協議会傍聴申請受付簿（平成 年 月 日開催分）

No 1

番号	氏名	住所	電話番号	年齢	職業
1			— —	歳	
2			— —	歳	
3			— —	歳	
4			— —	歳	
5			— —	歳	
6			— —	歳	
7			— —	歳	
8			— —	歳	
9			— —	歳	
10			— —	歳	

